

# 岐 阜 県 公 報

## 目 次

岐 阜 県 精 神 保 健 及 び 精 神 障 害 者 福 祉 に 関 す る 法 律 施 行 細 則  
の 一 部 を 改 正 す る 規 則

( 保 健 医 療 課 )

ハ  
一

## 規 則

号外 (六) 平成二十六年 四月 一日

岐 阜 県 精 神 保 健 及 び 精 神 障 害 者 福 祉 に 関 す る 法 律 施 行 細 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ  
こ に 公 布 す る。

平 成 二 十 六 年 四 月 一 日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

岐 阜 県 規 則 第 五 十 二 号

岐 阜 県 精 神 保 健 及 び 精 神 障 害 者 福 祉 に 関 す る 法 律 施 行 細 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

岐 阜 県 精 神 保 健 及 び 精 神 障 害 者 福 祉 に 関 す る 法 律 施 行 細 則 ( 昭 和 六 十 三 年 岐 阜 県 規 則

第 四 十 六 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 三 条 中 「 第 二 十 三 条 第 二 項 」 を 「 第 二 十 二 条 第 二 項 」 に 改 め る。

第 四 条 中 「 第 二 十 四 条 」 を 「 第 二 十 三 条 」 に 改 め る。

第 九 条 を 次 の よ う に 改 め る。

第 九 条 削 除

第 十 二 条 中 「 保 護 者 」 を 「 現 に 保 護 の 任 に 当 た っ て い る 者 」 に 改 め る。

第 十 六 条 中 「 同 条 第 一 項 」 の 下 に 「 又 は 第 三 項 」 を 加 え 、 「 同 条 第 二 項 の 規 定 に 係

る も の に あ つ て は 医 療 保 護 入 院 者 ( 第 三 十 三 条 第 二 項 ) の 入 院 届 ( 別 記 第 二 十 二 号 様 式 )

に よ る も の と し 」 を 削 り 、 「 特 定 医 師 に よ る 医 療 保 護 入 院 者 ( 第 三 十 三 条 第 一 項 ・ 第 四

項 ) の 入 院 届 及 び 記 録 」 を 「 特 定 医 師 に よ る 医 療 保 護 入 院 者 ( 第 三 十 三 条 第 一 項 ・ 第 四

項 ) 又 は 第 三 十 三 条 第 三 項 ・ 第 四 項 ) の 入 院 届 及 び 記 録 」 に 改 め 、 「 又 は 特 定 医 師 に よ る

医 療 保 護 入 院 者 ( 第 三 十 三 条 第 二 項 ・ 第 四 項 ) の 入 院 届 及 び 記 録 ( 別 記 第 二 十 四 号 様 式 )

を 削 る。

第 十 八 条 中 「 第 三 十 三 条 の 四 第 五 項 」 を 「 第 三 十 三 条 の 七 第 五 項 」 に 、 「 特 定 医 師 に

よる応急入院（第三十三条の四第二項）届及び記録」を「特定医師による応急入院（第三十三条の七第二項）届及び記録」に改める。

第二十一条の二第二項中「第二十一条の三」を「第二十条」に改め、「経過する」の下に「日」を加える。

第二十一条中「保護者」を「法第三十三条第二項に規定する家族等（以下「家族等」といふ。）」に改める。

第二十六条第一項中「別記第三十六号様式」を「別記第三十六号様式」により「提出」を「申請」に改め、同条第二項中「前項の」の下に「規定による」を加え「保護者」を「家族等」に改める。

第二十七条第一項中「別記第三十八号様式」を「別記第三十八号様式」により「提出」を「申請」に改め、同条第二項中「保護者」を「家族等」に改める。

第二十八条第一項中「障害者手帳申請書」を「障害者手帳交付申請書」に改める。

第三十条中「障害者手帳不承認通知書」を「障害者手帳交付等不承認通知書」に改める。

第三十二条第一項及び第三十四条第一項中「障害者手帳申請書」を「障害者手帳交付申請書」に改める。

別表備考第二号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

別記様式（別記第十号様式、別記第十八号様式、別記第二十一号様式から別記第二十二号様式まで、別記第二十五号様式から別記第二十七号様式まで、別記第二十八号様式、別記第二十九号様式及び別記第三十五号様式を除く。）中「保護者」を「家族等」に改める。

別記第二十一号様式中「第23条第1項」を「第22条第1項」に、「現在場所」を「現在場所」に改める。

別記第四号様式中「申し出」を「申出」に改める。

別記第十号様式中「第23条」を「第22条」に、「第24条」を「第23条」に、「第25条」を「第24条」に、「第25条の2」を「第25条」に改め、同様式記載上の留意事項中第七号を第八号とし、第一号から第六号並びに一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号

を加える。

2 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等に含むこととする。

別記第十号様式中「保護者」を「あなたのご家族等」に改める。  
別記第十二号様式を次のように改める。

別記第十八号様式中

措置入院者	氏名	(男・女)		生年月日	年	月	日生
	住所	都道府県	市区町村	区	区	区	区
保護者	氏名	(男・女)		生年月日	年	月	日生
	住所	都道府県	市区町村	区	区	区	区

措置入院者	氏名	(男・女)		生年月日	年	月	日生
	住所	都道府県	市区町村	区	区	区	区

別記第二十一号様式中「保護者の」を「家族等の」に

氏名	(男・女)	続柄	続柄	生年月日	年	月	日生
氏名	(男・女)	続柄	続柄	生年月日	年	月	日生







本記載上の記載事項中第八号及び第九号を削り、第十号を第十一号とし、第七号を第十一号とし、第六号を第九号とし、第五号を第十号とし、第四号を第十一号とし、第三号を第十二号とし、第二号を第十三号とし、第一号を第十四号とする。

7 入院後の診療により精神症状が重症であつて、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な病状であること等により1年以上の入院が必要であると判断される場合には、「過去12か月間の治療の内容と、その結果及び通院又は任意入院に変更できなかった理由」の欄にその旨を記載すること。

8 「退院に向けた取組の状況」の欄については、退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等医療保護入院者退院支援委員会での審議状況等

について記載することとし、 については、必要に応じて医療保護入院者退院支援委員会における審議結果記録の写しを添付した上で、その旨同欄に明記すること。

第五号「二十一年療養施設への退院準備期間の経過」の欄を削除する。

5 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこととする。

第五号「二十一年療養施設」の欄を「第22条の3」及び「第20条」の欄に移動する。

「過去12か月間の治療の内容と、その結果を記載すること（過去12か月間に行動制限が行われた際は、その必要性についても記載すること。）」

「過去12か月間の治療の内容と、その結果（過去12か月間に行動制限が行われた際は、その必要性についても記載すること。）」

「取組」の欄に「取組」の欄を「取組」の欄に移動する。また、「第33条第2項入院」の欄を「第33条第2項・第4項」の欄に移動する。また、「第33条の4第2項」の欄を「第33条の7第2項」の欄に移動する。また、「第33条第3項・第4項」の欄を「第33条の4第2項」の欄に移動する。また、「第33条の7第2項」の欄を「第33条第3項・第4項」の欄に移動する。また、「第33条の4第2項」の欄を「第33条の7第2項」の欄に移動する。また、「第33条第3項・第4項」の欄を「第33条の4第2項」の欄に移動する。

7 入院後の診療により精神症状が重症であつて、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な病状であること等により1年以上の入院が必要であると判断される場合には、「任意入院継続の必要性」の欄にその旨を記載すること。

載すること。

第五号「二十一年療養施設」の記載事項第四号の次に次の一語を加える。

5 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこととする。

第五号「二十一年療養施設」の欄を「第22条の3」及び「第20条」の欄に移動する。

「保護者の住所及び氏名」の欄に「保護者の住所及び氏名」の欄を「保護者の住所及び氏名」の欄に移動する。

Table with 2 columns: Family name and address, and Date of admission. The first column contains '家族等の住所及び氏名' and the second column contains '入院年月日以前に利用していた障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービスに係る事業を行う者の名称、所在地及び連絡先'.

第五号「二十一年療養施設」の欄を「第22条の3」及び「第20条」の欄に移動する。

Table with 2 columns: Name and Sex. The first column contains '姓名' and the second column contains '性別'.

第五号「二十一年療養施設」の欄を「第22条の3」及び「第20条」の欄に移動する。

Table with 2 columns: Name and Date of birth. The first column contains '姓名' and the second column contains '生年月日'.

第五号「二十一年療養施設」の欄を「第22条の3」及び「第20条」の欄に移動する。

岐阜県四十二号様式「市町村役場保健所」を「市町村、保健所」及び「市町村役場  
 で」を「市町村で」及び「性 生 年 月 日」別「性 生 年 月 日」に改める。  
 岐阜県四十二号の「障害者手帳不承認通知書」を「障害者手帳交付等不承認  
 通知書」及び「精神障害者保健福祉手帳」「精神障害者保健福祉手帳の交  
 付 定 改める。  
 精神障害の状態であることの認定 精神障害の状態であることの認  
 定 改める。  
 障害等級の変更 障害等級の変更

別記第四十三号様式中

氏名	性別	氏名

を

改める。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表備考第二号の改正規定は、平成二十六年十月一日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

平成二十六年四月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社